

令和元年10月1日から

幼稚園・保育園・認定こども園等を利用する

3～5歳児クラスの子ども等の保育料が**無償化**されます。

※ 0～2歳児クラスの町民税非課税世帯の子どもも対象となります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子ども

【対象者・保育料】

- 幼稚園・保育園・認定こども園等を利用する3～5歳児クラスのすべての子どもの保育料が無償化されます。

※私立幼稚園は月額上限2.57万円です。私立幼稚園は入園できる時期に合わせて満3歳から無償化されます。

- 通園送迎費、主食（ごはん）、副食費（おかず・おやつ等）、行事費等は、**無償化対象外（保護者負担）**です。

※年収360万円未満相当世帯と、第3子以降（保育園・認定こども園（保育園部）は就学前子ども、幼稚園・認定こども園（幼稚園部）は小学校3年生から数えて）については、副食費（おかず・おやつ等）が免除されます。

- 0～2歳児クラスの子どもは、**町民税非課税世帯を**対象として保育料が無償化されます。

※保育料の現行制度を継続し、保育園・認定こども園（保育園部）は就学前子ども、幼稚園・認定こども園（幼稚園部）は小学校3年生から数えて第2子は半額、第3子以降は無償となります。年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園・保育園・認定こども園、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）が無償化の対象となります。

幼稚園の預かり保育を利用する子ども

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、町において「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

保育の必要性の認定：就労の場合は月64時間以上の就労が要件

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。**通園送迎費、主食・副食費、行事費等は無償化対象外（保護者負担）**です。

※利用日数に応じて1日当たり450円、月額上限11,300円の範囲で無償化されます。

認可外保育施設等を利用する子ども

【対象者・利用料】

○無償化の対象となるためには、町において「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

保育の必要性の認定：就労の場合は月64時間以上の就労が要件

○3～5歳児クラスの子どもは月額3.7万円まで、
0～2歳児クラスの町民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。**通園送迎費、主食・副食費、行事費等は無償化対象外（保護者負担）**です。

【対象となる施設・事業】

○認可外保育施設・一時預かり事業（一時保育）、病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、認可外の事業所内保育等を指します。無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です（猶予期間あり）。

○就学前障がい児の発達支援を利用する子どもについても、3～5歳児クラスの利用料が無償化されます。

幼児教育・保育の無償化の主な例

通園送迎費、主食・副食費、行事費等は無償化対象外（保護者負担）

